# 住民票への「氏名の振り仮名」の記載について

## (1)令和7年5月26日~令和8年5月25日(振り仮名の届出期間)

- 国民は、戸籍に記載する氏名の振り仮名を届出(任意)。届出に基づき、本籍地市町村は戸籍に振り仮名を記載。その後、振り仮名が住所地市町村に連携され、住所地市町村において、住民票に振り仮名を記載(振り仮名は、住所地市町村内の他の業務においても活用可能)。
- 住所地市町村から地方公共団体情報システム機構(J-LIS)に連携された振り仮名は、住民基本台帳ネットワークシステム (住基ネット)の利用機関からの求めに応じて現行の4情報(氏名・住所・生年月日・性別)に追加して提供。

### (2) 令和8年5月26日~ (振り仮名の届出期間終了後)

○ 令和8年5月25日までに振り仮名の届出がない場合は、通知した振り仮名がそのまま戸籍に記載(市町村長記録)され、 本籍地市町村から住所地市町村に連携され、住民票に記載。

### (1)令和7年5月26日~令和8年5月25日(振り仮名の届出期間)



#### (2) 令和8年5月26日~(振り仮名の届出期間終了後)



届出がない場合は、通知した振り仮名を順次、戸籍に記載(市町村長記録)

連携された振り仮名 を住民票に記載

> ※ 住民基本台帳法の別表に掲げる機関(国、地方公共団体等)から 同表に掲げる事務の処理に関し求めがあったときに限り提供